

会議録作成支援システム構築業務及びサービス利用 仕様書

1. 業務概要

(1) 業務件名

会議録作成支援システム構築業務及びサービス利用

(2) 業務期間

構築業務：契約締結日から令和3年6月30日（水）まで

サービス利用：令和3年7月1日（木）から令和4年3月31日（木）まで

2. 業務目的

本業務では、AIによる音声認識技術により会議録の作成を支援するシステムを導入することで本市職員の作業効率を向上させ、職員の事務負担の軽減及び効率的な行政運営につなげることを目的とする。

3. 使用環境

本プロポーザルで提案するシステムは、データセンターが日本国内のクラウド型サービスとし、本市が有する以下の環境においてサービスが利用できること。

(1) 使用端末

本市が保有する以下の端末においてサービスが利用できること。

OS	Windows 10 Pro 64bit 版
CPU	Core i5-8265U 又は Core i5-10310U
メモリ	4GB
SSD/HDD	128GB/500GB
ブラウザ	Internet Explorer11、Google Chrome

(2) ネットワーク環境

本市が導入しているインターネット分離システム又は総合行政ネットワーク（LGWAN）を経由し、サービスが利用できること。構築にあたっては、松阪市のネットワークとの接続やアドレス規制等に関して本市と十分に協議すること。

4. 機能要件

(1) 音声認識

- ①音声ファイル（MP3、m4a は必須とする）及び動画ファイル（MP4 は必須とする）の認識に対応していること。
- ②音声認識に要する時間は、音声ファイルの長さと同様以下であること。
- ③音声認識結果が、テキスト形式又はワード形式でダウンロードできること。
- ④音声認識結果は、音声の時間と併せて表示ができること。
- ⑤音声認識結果の編集は専用ソフトによることも可能とするが、その場合は 2 ライセンスを付属すること。

(2) サービスサイト

- ①所属毎に ID、パスワードを発行し、サービスサイトへの他所属からのアクセス制限ができること。
- ②使用所属は 80 所属程度を予定しており、導入環境構築時に本市から提供する使用所属一覧のリストに基づき、受託者にて ID、パスワードの設定及び発行を行うこと。
- ③サービスサイトへの同時アクセス数及び音声の同時認識数に制限がないこと。
- ④サービスサイト内の音声データ及び認識結果データを自動で削除する機能を有すること。
- ⑤サービスサイト内のデータ自動削除までの期間は、30 日以上 180 日未満程度とすること。
- ⑥サービスサイト内のデータは自動削除によるほか、使用者による削除も可能であること。
- ⑦メンテナンス等のやむを得ない事情でサービスを一時停止する期間を除き、24 時間 365 日で利用ができること。

5. セキュリティ要件

- ①本市が指定する端末又はネットワーク以外からのアクセスを制限できること。
- ②外部インターネットによる通信内容は暗号化されていること。
- ③サーバーへの不正アクセスや情報漏えい、ウイルス感染などに対するセキュリティ対策が万全であること。

6. 運用要件

- ①導入前に本市管理責任者及び管理担当者に対し、システムの操作説明を行うこと。
- ②本市の管理責任者に対し、各所属の ID、パスワードの再設定及び各所属のサービスサイトにアクセスができる管理者権限を付与すること。
- ③システムに関する本市からの問合せについて、一元的な窓口を設け対応すること。
- ④問合せ対応は、電話及び E-メールいずれの方法も可能とすること。

- ⑤電話による問合せ対応は、平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとすること。
- ⑥メンテナンス等のやむを得ない事情でサービスを一時停止する場合は、あらかじめ本市に連絡の上、承諾を得ること。
- ⑦重大事案が発生した際は、直ちに本市に報告するとともに必要な措置を講じること。

7. 請求及び支払方法

- ①構築業務に関する費用は、構築終了後、本市の検査による合格を経てから一括請求を行うこと。
- ②サービス利用に関する費用は、契約額を 9 等分した金額を月額とし、毎月末日に請求すること。月額に端数が生じた場合は、契約開始月に端数を含めて請求すること。

8. その他

- ①令和 3 年度の使用は、約 500 回の会議、約 800 時間程度の音声認識を想定しているため、見積はこれを前提に行うこと。ただし、回数及び時間は増減する可能性があり、増減による契約額の変更は行わない。
- ②本業務の履行にあたっては、別紙「個人情報取扱特記事項」（契約書条項別記 1）を遵守すること。
- ③本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と協議の上で決定することとし、業務の履行上必要な事項については、すべて受託者が責任を持って対応すること。